

奈良県広域水道企業団組織規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 7 号

奈良県広域水道企業団組織規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事務局の組織及びその所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第 2 条 企業団の事務局に、総務部及び事業部（以下「本部」という。）並びに市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターを置く。

(本部)

第 3 条 本部に次のとおり課及び係を置く。

部	課	係
総務部	総務課	総務企画係、人事給与係
	財務課	財務計画係、会計係
	契約財産課	契約管財係、デジタル推進係
事業部	計画課	計画係、企画調整係
	技術・危機管理課	技術管理係、危機管理係
	事業管理課	土木事業係、施設事業係

(本部の所掌事務)

第 4 条 総務部の課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 企業団の事務の総合調整に関すること。
- (2) 情報公開制度の総括に関すること。
- (3) 個人情報保護制度の総括に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること
- (5) 文書及び公印に関すること。
- (6) 法制執務に関すること。
- (7) 公告式に関すること。
- (8) 訴訟に係る事務の調整に関すること。
- (9) 議会との連絡調整に関すること。
- (10) 行政不服審査会に関すること。
- (11) 奈良県広域水道企業団運営協議会に関すること。

- (12) 営業業務の総括に関する事。
- (13) 組織及び事務分掌、職員の定数管理に関する事。
- (14) 職員の人事、服務、福利厚生、給与及び旅費に関する事。
- (15) 労働組合に関する事。
- (16) 栄典及び表彰事務に関する事。
- (17) 本部の事務で他課に属さない事

財務課

- (1) 経営戦略に関する事。
- (2) 水道料金の改定に関する事。
- (3) 予算に関する事。
- (4) 奈良県広域水道企業団水道事業等審議会に関する事。
- (5) 構成団体の繰入金に関する事。
- (6) 会計事務に関する事。
- (7) 例月現金出納検査の受検に関する事。
- (8) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (9) 消費税及び地方消費税に関する事。
- (10) 一時借入金に関する事。
- (11) 金融機関との契約及び連絡調整に関する事。
- (12) 決算に関する事。

契約財産課

- (1) 入札制度及び入札事務の総括に関する事。
- (2) 契約制度及び契約事務の総括に関する事。
- (3) 入札参加資格に係る申請の受付、審査及び登録に関する事。
- (4) 固定資産の管理及び処分に関する事。
- (5) 本部の庁舎及び公用車の管理に関する事。
- (6) 本部執行工事にかかる用地の取得及び補償等関係業務に関する事。
- (7) 登記全般に関する事。
- (8) 資材及び物品の調達、出納、保管及び処分に関する事。
- (9) 企業団の業務に起因する第三者事故に係る処理に関する事。
- (10) 情報化の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (11) 業務電算システムの運営管理に関する事。
- (12) 情報ネットワーク・セキュリティに関する事。

第5条 事業部の課の所掌事務は、次のとおりとする。

計画課

- (1) 水道施設整備計画に関する事。

- (2) 水道事業の事業認可に関すること。
- (3) 水利権に関すること。
- (4) 水需要予測に関すること。
- (5) 広域化施設整備計画に関すること。
- (6) 用水供給事業に関すること。
- (7) 水道施設の整備に係る補助金、企業債及び出資金の事務及び調整に関すること。
- (8) 給水の計量及び認定に関すること。
- (9) 市町村年間受水量の決定に関すること。
- (10) 水道施設整備に係る総合調整に関すること。
- (11) 工事及び委託業務の予算に関すること。
- (12) 水質管理の総括に関すること。
- (13) 鉛管及び石綿管対策の推進に関すること。
- (14) 水道施設の統計調査に関すること。
- (15) 再生可能エネルギーその他の環境対策に関すること。
- (16) 用地の取得計画の策定及び調整に関すること。
- (17) 関連事業者及び全国水道事業者との連絡調整に関すること。
- (18) 指定給水装置工事事業者の管理及び指導に関すること。
- (19) 簡易水道事業に関すること。
- (20) 下水道事業との総合調整に関すること。

技術・危機管理課

- (1) 水道技術に係る総合調整に関すること。
- (2) 人材育成及び技術継承に関すること。
- (3) 総合評価一般競争入札に係る技術的事項に関すること。
- (4) 工事及び委託業務の設計基準、設計単価及び積算に関すること。
- (5) 施設台帳の総括及び管理に関すること。
- (6) 工事及び委託業務の監督、検査及び成績評定に関すること。
- (7) 危機管理体制に関すること。
- (8) 災害対策基本計画及び応急対策マニュアルに関すること。
- (9) 危機管理及び災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 危機及び災害発生時における受援及び応援に係る連絡調整に関すること。
- (11) 業務継続計画（BCP）に関すること。
- (12) 防災訓練等の総括に関すること。
- (13) 応急用資機材の運用に関すること。

事業管理課

- (1) 水道施設の工事に係る全体総括に関すること。
- (2) 水道施設の工事に係る補償に関すること。
- (3) 水道施設の工事に係る市町村事務所及び広域水道センターとの調整に関すること。
- (4) 水道施設の工事の総合評価一般競争入札に関すること。
- (5) 水道施設の運転管理業務委託に関すること。
- (6) 配水及び給水に係る水道施設に関すること。
- (7) 監視制御システムに関すること。
- (8) マッピングシステムに関すること。

(市町村事務所)

第6条 市町村事務所の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
大和高田事務所	大和高田市の区域
大和郡山事務所	大和郡山市の区域
天理事務所	天理市の区域
橿原事務所	橿原市の区域
桜井事務所	桜井市の区域
五條事務所	五條市の区域
御所事務所	御所市の区域
生駒事務所	生駒市の区域
香芝事務所	香芝市の区域
宇陀事務所	宇陀市の区域
平群事務所	平群町の区域
三郷事務所	三郷町の区域
斑鳩事務所	斑鳩町の区域
安堵事務所	安堵町の区域
磯城事務所	三宅町、川西町及び田原本町の区域
高取事務所	高取町の区域
明日香事務所	明日香村の区域
上牧事務所	上牧町の区域
王寺事務所	王寺町の区域
広陵事務所	広陵町の区域
河合事務所	河合町の区域
吉野事務所	吉野町の区域

大淀事務所	大淀町の区域
下市事務所	下市町の区域

2 市町村事務所に次のとおり課等及び係を置く。

市町村事務所	課等	係
大和高田事務所	業務課	業務係
	工務課	給水係、維持管理係、施設建設係
大和郡山事務所	業務課	業務係
	工務課	給水係、維持管理係、施設建設係、浄水係
天理事務所	業務課	業務係、営業推進係
	工務課	給水係、工務係
	浄水課	施設係、浄水係
橿原事務所	業務課	業務係
	工務課	給配水係、施設係
桜井事務所	業務課	業務係
	工務課	浄水施設係、工事係、給水係
五條事務所	水道課	業務係、工務係、簡易水道係
	小島浄水場	浄水係
御所事務所	業務課	業務係
	工務課	工務係
生駒事務所	業務課	総務係、営業係
	工務課	管理係、工務係
	山崎浄水場	浄水場係
香芝事務所	業務課	業務係
	工務課	施設係、給水係
宇陀事務所	業務課	業務係
	工務課	工務係
	浄水課	浄水係
平群事務所		水道係
三郷事務所		水道係
斑鳩事務所		水道係
安堵事務所		水道係
磯城事務所	業務課	業務係

	工務課	工務係
高取事務所		水道係
明日香事務所		水道係
上牧事務所		水道係
王寺事務所		業務係、工務係
広陵事務所		水道係
河合事務所		水道係
吉野事務所		水道係
大淀事務所	業務課	業務係
	工務課	工務係
下市事務所		水道係

(市町村事務所の所掌事務)

第7条 市町村事務所は、当該市町村事務所の所管区域における生活用水その他の浄水の供給に関する事務を所掌する。

第8条 大和高田事務所、大和郡山事務所、橿原事務所、桜井事務所、御所事務所、生駒事務所、香芝事務所、磯城事務所及び大淀事務所の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

業務課

- (1) 当該市町村事務所の庶務に関すること。
- (2) 所管区域の市町との連絡調整に関すること。
- (3) 営業に関すること。
- (4) 用地等の取得及び損失補償に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工務課の所掌に属さないこと。

工務課

- (1) 給水装置に関すること。
- (2) 水道施設の維持管理に関すること。
- (3) 水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。
- (4) 浄水の水質管理に関すること。

2 天理事務所及び宇陀事務所の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

業務課

- (1) 当該市町村事務所の庶務に関すること。
- (2) 所管区域の市との連絡調整に関すること。
- (3) 営業に関すること。
- (4) 用地等の取得及び損失補償に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さないこと。

工務課

(1) 給水装置に関すること。

(2) 配水管、送水管及び導水管の維持管理に関すること。

(3) 配水管、送水管及び導水管の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

浄水課

(1) 取水施設、浄水施設及び送配水施設の維持管理に関すること。

(2) 取水施設、浄水施設及び送配水施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

(3) 浄水の水質管理に関すること。

3 五條事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 五條市との連絡調整に関すること。

(2) 営業に関すること。

(3) 給水装置に関すること。

(4) 水道施設の維持管理に関すること。

(5) 水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

(6) 簡易水道に関すること。

(7) 浄水の水質管理に関すること。

4 平群事務所、三郷事務所、斑鳩事務所、安堵事務所、高取事務所、明日香事務所、上牧事務所、王寺事務所、広陵事務所、河合事務所、吉野事務所及び下市事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所管区域の市町村との連絡調整に関すること。

(2) 営業に関すること。

(3) 給水装置に関すること。

(4) 水道施設の維持管理に関すること。

(5) 水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

(6) 浄水の水質管理に関すること。

(広域水道センター)

第9条 広域水道センターに次のとおり課及び係を置く。

課	係
総務課	総務契約係
計画調整課	計画調整係
事業課	土木建設係、設備建設係

管理課	土木管理係、設備管理係
-----	-------------

- 2 広域水道センターに桜井浄水場及び御所浄水場を置き、それぞれ浄水課及び浄水管理係を置く。

(広域水道センターの所掌事務)

第10条 広域水道センターの課及び浄水場の所掌事務は、用水の供給に関する事務のうち、次のとおりとする。

総務課

- (1) 広域水道センターの庶務に関すること。
- (2) 広域水道センターの施設等の維持管理に関すること。
- (3) 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。
- (4) 用地等の取得及び損失補償に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さないこと。

計画調整課

- (1) 工事の執行に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 水道施設の運転管理に関すること。
- (3) 広域水道センターの水運用に関すること
- (4) 受水量の測定に関すること

事業課

- (1) 水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

管理課

- (1) 水道施設及び庁舎の維持管理及びこれに関連する工事の実施に関すること。

桜井浄水場

- (1) 桜井浄水場に係る浄水に関すること。
- (2) 桜井浄水場の所管の取水施設、導水施設、浄水施設（庁舎等含む）の維持管理及びこれに関連する工事の実施に関すること。

御所浄水場

- (1) 御所浄水場に係る浄水に関すること。
- (2) 御所浄水場の所管の取水施設、導水施設、浄水施設（庁舎等含む）の維持管理及びこれに関連する工事の実施に関すること。

(水質管理センター)

第11条 水質管理センターに桜井水質課及び御所水質課を置き、それぞれ水質検査係及び水質管理係を置く。

(水質管理センターの所掌事務)

第12条 水質管理センターの課の所掌事務は、次のとおりとする。

桜井水質課

- (1) 水質管理センターの庶務に関すること。
- (2) 水質検査及び水質管理に関すること（大和郡山事務所、天理事務所、桜井事務所、宇陀事務所、安堵事務所、磯城事務所及び桜井浄水場並びに山添村、曽爾村及び御杖村に係るものに限る。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、御所水質課の所掌に属さないこと。

御所水質課

- (1) 水質検査及び水質管理に関すること（大和高田事務所、樫原事務所、五條事務所、御所事務所、生駒事務所、香芝事務所、平群事務所、三郷事務所、斑鳩事務所、高取事務所、明日香事務所、上牧事務所、王寺事務所、広陵事務所、河合事務所、吉野事務所、大淀事務所、下市事務所及び御所浄水場並びに葛城市、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村に係るものに限る。）。

（その他）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。